企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準 (案)」等についての意見

平成31年3月18日 公認会計士 花田重典

標記の件に関し、以下のとおりコメントさせていただきますので、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

私は、1999年9月より、会計制度委員会の金融商品第2専門委員会の専門委員長として、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針(以下、「金融商品実務指針」と略称します。)」(2000年1月31日公表)及び「金融商品会計に関するQ&A(以下、「金融商品Q&A」と略称します。)」(2000年9月14日公表)のうち、「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」の策定とその後の改正作業にたずさわってきました。

以下では、その経験等を踏まえて、コメントさせていただきます。

質問3-2 期末前1か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問

「期末前1か月の市場価格の平均」に係る規定の削除

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて 算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

- ▶ 現行の金融商品会計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについ ては、時価の定義の変更に伴い、その平均価額が改正された時価の定義を満たさない ため、削除することに同意します。
- ▶ そもそも、従来の取扱いも、時価の定義を満たしていたのかどうかさえ疑問であり、 改正(削除)により、あるべき時価の姿になるものと評価することができます。

その他有価証券の減損の要否に係る判断基準

注1)ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いを踏襲している。なお、この場合であっても、減損損失の算定には期末日の時価を用いることとなる。(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」改正案第91項及び第284項)

コメント

- ➤ 上記ただし書きで「踏襲」という表現が用いられていることから、従来は、その他有価証券の期末評価とは独立した形で、減損処理に「期末前1カ月の市場価格の平均」を適用することが認められていたと理解されているように見受けられ、金融商品実務指針第284項の改正案でも、金融商品会計基準の改正は時価の算定方法を変更するものであり、減損を行うか否かの判断基準を変更するものではいと記述されていますが、以下の理由で当該理解は誤りです。
 - ✔ 確かに、金融商品実務指針第91項の改正案では「減損を行うか否かの判断基準」

- は変更されていませんが、それは、下落率を測定するための時価の内容ではなく、 下落率そのものを意味します。「期末前1カ月の市場価格の平均」を適用するこ とが認められるかどうかは、あくまでも下落率を測定するための時価の算定方法 にすぎません。
- ✓ 改正前の金融商品会計基準及び金融商品実務指針では、その他有価証券の貸借対 照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1か月の市場価格の平均に基づ いて算定された価額を時価として適用するかどうかにかかわらず、減損を行うか 否かの判断及び減損処理には、期末の時価を適用すべきであるという考え方が基 本とされており、そのため、金融商品会計基準の解釈指針である金融商品実務指 針でも、減損処理における時価の算定方法について取り扱われていません。
- ✓ しかしながら、実務界からの要請があり、金融商品Q&AのQ32で、減損処理における時価の算定方法で取り扱うこととされたものです。すなわち、金融商品会計基準及び金融商品実務指針における時価の算定における考え方からは、減損処理において期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用することは、当然のこととはみなされておらず、あくまでも、その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用することを前提に、実務上の取扱いとして認めることとされたものです。
- ✓ 上記のような背景を基礎として、改正前の金融商品Q&AのQ32では、「その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。」とされており、その他有価証券の期末評価とは独立した形で、減損処理に「期末前1カ月の市場価格の平均」を適用することが認められていたわけではありません。
- ✓ したがって、金融商品会計基準において、その他有価証券の貸借対照表価額及び 評価差額の算定に当たって、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定され た価額を時価として適用することができなくなったことから、減損の要否の判定 及び評価損の計上に当たって、期末日の時価と平均価額の選択適用を認める根拠 は、完全に失われてしまったことになります。
- ✓ それゆえに、金融商品会計基準の改正に伴いQ32が削除されたことをもって、減損を行うか否かの判断基準が変更された(平均価額の選択適用を認める根拠が消失した)と解するのが、Q32の策定時の趣旨に最も合致するものです。
- ✓ そもそも、金融商品会計基準改正案第50-4項では、その他有価証券の期末の貸借 対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いる ことができる定めについては、その価額が改正後の時価の定義を満たさないこと から削除したとされており、今後、時価(金融商品会計基準では、期末評価だけ でなく、減損処理においても適用されています。)として平均額を用いることは 認められていません。
- ✓ また、金融商品会計基準改正案第6項では、時価算定会計基準第5項の時価の定義が引用されていますが、そこでは、時価は、「算定日」におけるものと限定されています。時価は、その他有価証券の期末評価だけでなく、減損の要否の判定にも適用されるものですので、減損の要否の判定を時価の下落率で行う限り、算定日=判定日の時価を適用しなければならないと解すべきではないでしょうか。
- ▶ 改正前の金融商品Q&AのQ32の取扱いは、金融庁の同意に基づき、減損処理におけ

る時価の適用についての解釈が示されているものですが、平均価額を用いる場合には、減損の要否の判定だけでなく、評価損の計上にも適用しなければならないこととされています。しかしながら、改正案では、その他有価証券の減損を行うか否かの判断についてのみ、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いとなっており、改正前の金融商品Q&AのQ32の取扱いがそのまま「踏襲」されているわけではありません。

- ▶ したがって、改正案は、根拠を失った平均価額を減損の要否の判定にのみ用いることができるとする、新たな取扱いを定めるものとなっています。
- ▶ 改正前の金融商品Q&AのQ32の取扱いは、金融庁の同意に基づいて、日本公認会計 士協会が所定のデュープロセスを経て策定されており、公式な解釈であるとみなすこ とができますが、従来の解釈・取扱いにかかわらず、新たなルールを設定するのであ れば、金融商品実務指針ではなく、金融商品会計基準において、その旨を明記すべき ではないでしょうか。

以上